

○伊豆市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和4年3月29日告示第53号

令和5年3月31日告示第65号

令和6年3月27日告示第42号

伊豆市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減し、もって未婚化及び少子化の改善を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 前年度に伊豆市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けた世帯をいう。
- (3) 住居費 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻を機に伊豆市（以下「本市」という。）内での住宅の取得又は賃借のために要した費用のうち、当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含み、土地取得に係る費用を除く。）及び賃料等（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新婚世帯の夫婦の双方又は一方に対して勤務先から当該住宅に係る手当が支給されている場合は、賃料等から当該手当に相当する額を控除した額とする。
- (4) 引越費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に前号の住宅への引越に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) リフォーム費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための修繕、補修又は設備の更新等の工事に要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付の対象となる者は、居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないものとする。

2 新婚世帯に係る補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ(2)に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）を合算した額をいう。以下同じ。）から前年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住宅に住所を有していること。
- (4) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に居住する意思があること。
- (5) 夫婦のいずれもが過去にこの告示、伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金交付要綱（平成16年伊豆市告示第22号）及び伊豆市空き家リフォーム補助金交付要綱（令和3年伊豆市告示第145号）による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 継続補助世帯に係る補助金の交付の対象となる者は、前年度における交付決定額が第4条第1項の限度額に満たなかった者とする。

(補助金の額等)

第4条 新婚世帯に係る補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合算した額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次のとおりとする。

(1) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 60万円

(2) 前号以外の場合 30万円

2 継続補助世帯に係る補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合算した額に相当する額とし、前項の限度額から前年度における交付決定額を控除した額を上限とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 新婚世帯に係る補助金の交付を受けようとする者は、伊豆市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫及び妻の前年所得に係る所得証明書(申請者が最近1か年の賦課期日において市内に居住し、市がその情報を閲覧することに同意するときは、省略することができる。)

(3) 夫及び妻が本市の市税を滞納していないことを証する書類(申請者が最近1か年の賦課期日において市内に居住し、市がその情報を閲覧することに同意するときは、省略することができる。)

(4) 住宅の購入又は新築に係る契約書及び領収書の写し(住宅を購入した場合に限る。)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書(様式第2号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。)

(8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(9) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(10) リフォームに係る契約書及び領収書の写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(11) 離職票の写し(離職をした場合に限る。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 継続補助世帯に係る補助金の交付を受けようとする者は、伊豆市結婚新生活支援事業補助金(継続補助)交付申請書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 夫及び妻の住宅手当支給証明書(様式第2号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。)

(2) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(3) 住宅の購入又は新築に係る契約書及び領収書の写し(住宅を購入した場合に限る。)

3 前2項の規定による申請は、毎年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の対象となる者が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。